



2021年12月8日

各 位

会社名 Abalance 株式会社
代表者名 代表取締役社長 光行 康明
(コード：3856 東証第二部)
問合せ先 管理本部 国本 亮一
(TEL. 03-6864-4001)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、従業員、顧問、及び当社子会社の取締役、従業員に対し、下記のとおり Abalance 株式会社第22回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引受が行われます。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、従業員、顧問、及び当社子会社の取締役、従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の5,567,311株（議決権数55,327個）に対し最大で1.00%（議決権ベースでの希薄化率は1.01%）の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、下記3.（6）に定めるとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、2021年6月の業績に比して相当程度高い業績目標の達成を行使条件として定めております。そのため、この目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

556 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 55,600 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 4,610 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目 15 番 6 号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 3,830 円/株、株価変動率 77.41%（年率）、配当利率 0.44%（年率）、安全資産利率-0.11%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 3,830 円/株、満期までの期間 2.82 年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社の取締役会においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断し、また監査等委員会からも本新株予約権の発行価額について、第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren による実務上一般的に公正妥当と考えられる算定方法で算定され、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しない旨の意見を受領したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,830円（本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における〈東京証券取引所市場第二部〉における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年10月1日から2024年9月30日（但し、2024年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の

金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、2022 年 6 月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書における売上高が 35,000 百万円を超過し、且つ、親会社株主に帰属する当期純利益が 858 百万円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2021 年 12 月 27 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 当社が整理銘柄となる場合、整理銘柄となった日から上場廃止となるまでの間に、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 申込期日
2021年12月24日
9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2021年12月27日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | 割当対象者 | 人数(名) | 割当新株予約権数(個) |
|----------|-------|-------------|
| 当社取締役 | 6 | 356 |
| 当社従業員 | 6 | 58 |
| 当社子会社取締役 | 8 | 105 |
| 当社子会社従業員 | 3 | 15 |
| 当社顧問 | 4 | 22 |
| 合計 | 27 | 556 |

11. 割当予定先の選定理由等
(1) 割当予定先の概要

(a) 当社顧問

氏名	小林 洋一
住所	神奈川県横浜市青葉区
職業の内容	当社の顧問
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の顧問です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	当社の顧問です。

氏名	北村 克己
住所	東京都世田谷区
職業の内容	当社の顧問
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の顧問です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	当社の顧問です。

氏名	田中 謙司
住所	東京都港区
職業の内容	当社の顧問
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の顧問です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	当社の顧問です。

氏名	若杉 武治
住所	神奈川県三浦郡葉山町
職業の内容	当社の顧問
出資関係	当社普通株式 13,900 株を保有しております。
人事関係	当社の顧問です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	当社の顧問です。

(b) 当社取締役、従業員、及び当社子会社取締役、従業員

氏名	当社の取締役 6 人 (注)
住所	— (注)

職業の内容	当社の取締役
出資関係	当社の取締役6人は、合計で当社普通株式1,865,150株を保有しております。
人事関係	当社の取締役です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	該当事項はありません。

氏名	当社の従業員6人（注）
住所	—（注）
職業の内容	当社の従業員
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の従業員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	該当事項はありません。

氏名	当社子会社の取締役8人（注）
住所	—（注）
職業の内容	当社の子会社の取締役
出資関係	当社子会社の取締役8人は、合計で当社普通株式97,900株を保有しております。
人事関係	当社子会社の取締役です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	該当事項はありません。

氏名	当社子会社の従業員3人（注）
住所	—（注）
職業の内容	当社子会社の従業員
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社子会社の従業員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等関係	該当事項はありません。

（注）本新株予約権は、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すに当たって、当社の結束力や当社との一体感を強めるとともに、当社への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、有償にて発行するものであるため、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員については、個別の氏名・住所の記載を省略しております。

(2) 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として付与しており、当社の取締役、従業員、顧問及び当社子会社の取締役、従業員へ、ストックオプションとして本新株予約権を付与することを通じて当社グループへの貢献をより強めることで、経営管理体制・技術革新をより加速させ、企業価値の最大化を図っていくことを目的としております。また、当社顧問については、社員と同様の業務について頂いており、その貢献度は社員以上のものであることを評価しております。今回、以下の当社顧問へのストックオプションの付与は、当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたって当社顧問からの的確なアドバイスや顧客の紹介は必要不可欠と考えており、当社とのより強固なリレーションシップを中長期的に継続することで企業価値の向上に寄与することを目的として当社顧問を割当予定先と選定いたしました。

(3) 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と各割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、割当予定先のうち当社顧問4名から、新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、長期的に保有する意向である旨を口頭で確認しております。なお、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要となります。

(4) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込に要する資金保有に関し、各割当予定先と払込みに支障がない旨を口頭により確認をしております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先について、反社会的勢力と一切関係がないことについての口頭説明を得るとともに、当社の社内規程に基づき、新聞記事の検索、インターネット検索等を行った結果、各割当予定先が反社会的勢力とは関係が無いことを確認しております。また、割当予定先のうち当社顧問4名について、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

以上